

社会福祉事業基金設置規程

（目的）

第1条 市民の地域福祉の増進等に資するため、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に社会福祉事業基金を設置する。

（基金の構成）

第2条 この基金は、篤志者の寄附金及び収益事業による収益金、その他の収入基金の運用から生ずる収益金を予算に計上して基金に積み立てるものとする。

（基金の処分）

第3条 この基金は、第1条の目的達成のために、本会が行う地域福祉事業の財源に充てる場合に限り予算に計上して、これを処分することができる。

（基金の管理運用）

第4条 この基金は、定款第38条の規定により、銀行預金、その他安全かつ確実有利な方法で管理運用するものとする。

（規程の変更）

第5条 この規程を変更するときは、本会理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成10年4月1日施行の社会福祉事業基金設置規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。